

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 6 章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>（マニフェスト等による申告手続）</p> <p>67-2-6 前記67-2-5の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、<u>法第68条の規定により輸出の許可の判断のために必要があると認められる場合を除き</u>、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ト （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（マニフェスト等による輸入申告）</p> <p>67-4-6 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67-4-7に定めるところにより、輸入（納税）申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であつて、一の混載貨物運送状に係る貨物について定率法第14条第18号の規定が適用されるもの。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 法第70条第1項又は第2項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの</p> <p>(4) 法第71条に規定する原産地について直接若しくは間接に偽った表</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>（マニフェスト等による申告手続）</p> <p>67-2-6 前記67-2-5の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ト （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（マニフェスト等による輸入申告）</p> <p>67-4-6 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67-4-7に定めるところにより、輸入（納税）申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であつて、一の混載貨物運送状に係る貨物について定率法第14条第18号<u>《少額貨物の無条件免税》</u>の規定が適用されるもの。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 法第70条第1項又は第2項<u>《証明又は確認》</u>の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの</p> <p>(4) 法第71条<u>《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》</u>に規</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>示又は誤認を生じさせる表示がなされていないもの</u></p> <p>（マニフェスト等による申告手続）</p> <p>67-4-7 前記67-4-6の規定により輸入（納税）申告するための手続については、次による。</p> <p>(1) 混載貨物荷受人毎の輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C-5050）（以下(1)及び(2)において「申告書」という。）及び(2)に掲げる事項を記載した書面（以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。）をそれぞれ2通提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項（申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載してきた航空機の名称又は登録番号、一括Air Waybill 番号（荷送人毎のHouse Air Waybill 番号を一括した番号）等）を記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。</p> <p>(2) 申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、<u>法第68条の規定により輸入の許可の判断のために必要があると認められる場合を除き</u>、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ヲ （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p><u>（マニフェスト等による輸入申告の利用制限）</u></p>	<p><u>定する表示がなされていないもの</u></p> <p>（マニフェスト等による申告手続）</p> <p>67-4-7 前記67-4-6の規定により輸入（納税）申告するための手続については、次による。</p> <p>(1) 混載貨物荷受人毎の輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C-5050）（以下(1)及び(2)において「申告書」という。）及び(2)に掲げる事項を記載した書面（以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。）をそれぞれ2通を提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項（申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載してきた航空機の名称又は登録番号、一括Air Waybill 番号（荷送人毎のHouse Air Waybill 番号を一括した番号）等）を記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。</p> <p>(2) 申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ヲ （同左）</p> <p>(3) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>67-4-7の2 <u>前記67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告の利用制限については、次による。</u></p> <p>(1) <u>税関長は、通関業者のマニフェスト等による輸入申告の利用において、前記67-4-6に掲げる条件に該当しない貨物の混入や内容に誤りがある申告が継続して行われていることを確認した場合又は故意に行われたと認めた場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合は、本省と協議を行い、当該通関業者のマニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとする。また、当該通関業者に「マニフェスト等による輸入申告の利用を認めない旨の通知書」（C-5051）を送付することにより、その旨を通知する。</u></p> <p><u>なお、税関長は、当該通関業者のマニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとした理由が解消し、適正に輸入申告を行えることを確認した場合には、本省と協議を行い、当該通関業者に対してマニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認めるものとする。また、当該通関業者に「マニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認める旨の通知書」（C-5052）を送付することにより、その旨を通知する。</u></p> <p>(2) <u>認定通関業者については、上記(1)によるマニフェスト等による輸入申告の利用制限を行わないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>